

エトパペートに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和5年2月15日～令和5年3月16日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>計算上、食品中の残留量は微々たるもので影響なしと結論付けていますが、抗菌剤まみれの動物からとった畜産物を食する人間は、ますます耐性菌にやられることとなります。反対です。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>まず、本成分については、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定）に基づき評価を行ったものです。本成分が家畜に使用され食品に残留する場合の人への影響については、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えました。</p> <p>さらに、食品安全委員会は、本成分を家畜等へ使用することにより選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価（2013年9月9日）において、代表的な腸内細菌等に抗菌活性を示さないこと及び飼料添加物又は動物用医薬品として家畜等に給与又は投与された場合に薬剤耐性菌を選択したという知見がないことから、本物質が薬剤耐性菌を選択する可能性はないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められるとしました。</p> <p>なお、動物用医薬品・飼料添加物の使用に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたします。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。